

令和 2 年

第 1 5 回 農業委員会総会（月例会）議案

令和 2 年 1 2 月 7 日

前橋市農業委員会

令和2年 第15回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和2年12月7日午後1時54分
- ・閉会日時 令和2年12月7日午後3時34分
- ・開催場所 市庁舎3階31会議室

・出席委員（24人）

1 番 松田 智之	2 番 小池 真澄	3 番 須賀 民雄	4 番 平野 豊一
5 番 阿久津 昌枝	6 番 井田 健	7 番 坂本 忠	8 番 横室 辰雄
9 番 関 けい子	10 番 伊能 良雄	11 番 齋藤 禎	12 番 下田 将文
13 番 矢端 晴美	14 番 奥野 和子	15 番 松島 敏男	16 番 星野 和幸
17 番 小堀 清	18 番 関根 由彦	19 番 澁澤 聖一	20 番 青木 朱美
21 番 深町 富士雄	22 番 須田 一男	23 番 石村 利夫	24 番 江原 弘

・事務局出席者

事務局長 本間 達雄	副参事 片貝 早苗	局長補佐 瀬戸 浩	副主幹 深澤 直純
主任 篠崎 菜穂子	主任 福田 邦夫	主事 小池 雪乃	専門員 齋藤 孝朗
臨時職員 宮田 厚子			

・付議事件

- （1）議案第71号 農地法の規定による許可申請の取下げについて（3条）
- （2）議案第72号 農地法第3条の規定による許可申請について
- （3）議案第73号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- （4）議案第74号 農地法第4条の規定による許可申請について
- （5）議案第75号 農地法第5条の規定による許可申請について
- （6）議案第76号 現況証明書の交付について
- （7）議案第77号 公売農地の買受適格証明願について（耕作目的）
- （8）議案第78号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・協議事項

農業経営基盤強化促進法（利用権）による新規就農者の取り扱いについて

・報告事項

- （1）農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- （2）農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- （3）農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- （4）相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- （5）農地転用等の意見聴取の結果について
- （6）農業委員会法改正5年後調査への回答について

本間局長	それでは、全員おそろいになりましたので、これから令和2年第15回農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席通告者及び遅刻の通告者はいらっしゃいません。したがって、在任委員24人全員の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。開会に先立ちまして、深町会長からご挨拶をお願いいたします。
深町会長	◇（挨拶）
本間局長	会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、深町会長よりお願いいたします。
議 長	《深町会長、議長に就任》 それでは、令和2年第15回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。13番 矢端 晴美委員、14番 奥野 和子委員をお願いいたします。 それでは議事に入ります。議案第71号・農地法の規定による許可申請の取下げ、（3条申請）について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
小池主事	◇（議案書、地目、面積、取下理由、契約内容等を朗読、説明）
議 長	整理番号1番は、3条の許可申請があったものの要件を満たしていないため、先月保留になりました案件です。 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
議 長	◇（意見、質問等なし）
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第71号・農地法の規定による許可申請の取下げ、（3条申請）については、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。 次に、議案第72号・農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号2番は先の審議で取下げが承認されましたので、整理番号1番、3番から9番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
小池主事	◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、耕作面積等を朗読、説明）
議 長	整理番号3番、4番は、営農型太陽光の下部農地の申請です。関連の5条申請と一緒に後ほど説明いたします。 以上、整理番号1番、5番から9番までは、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。
6 番委員	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。 整理番号7番、譲受人が高齢ですが、現在行っています経営の状況、どんな作物をどのくらい作っているのか、誰が中心になって行っているのか、教えてください。
小池主事	スイトウ、ネギ、ブロッコリー、キャベツを栽培しています。現在の耕作面積は14,782㎡です。審査時に全部耕作されていることを確認いたしました。農業経営は息子さんと一緒に行っています。今回の譲受人は父親になっていますが、息子さんと一緒に耕作されるということです。
6 番委員	よくわかりました。
議 長	その他、ご意見等ございませんか。ないようですので、整理番号9番について、現在の耕作

	面積が15アールとのことですが、売買の場合、申請地とプラスして40アール以上でよいのですか。
小池主事	申請地と現在の耕作面積と合わせて40アール以上であれば問題はありません。譲受人は農業法人の役員で、その法人に農地を貸付けしています。自作地は少ないですが、農業はしっかりされています。
議 長	その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号3番、4番は5条申請と関連があるため、後に5条申請と一括して審議を行うこととし、整理番号1番、5番から9番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第72号・農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号1番、5番から9番までを許可とすることに決定いたします。 次に、議案第73号・農地法の規定による許可後の計画変更申請（5条許可）について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
深澤副主幹	◇（議案書、地目、面積、変更内容、申請理由、契約内容、転用目的を朗読、説明） 現地につきましては、農地のままであることを確認いたしました。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。 ◇（意見、質問等なし）
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第73号・農地法の規定による許可後の計画変更申請（5条許可）については、整理番号1番を承認とすることに決定します。 次に、議案第74号・農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から7番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
深澤副主幹	◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的を朗読、説明） 整理番号5番、6番は、開発許可未了のため、保留として、ご審議をお願いします。 以上、整理番号1番から4番まで、7番は、農地法第4条第6項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
議 長	なお、整理番号3番、4番、7番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
19番委員 （1班班長）	整理番号4条の3番、4番、現地・面接調査案内図1ページから12ページをご覧ください。申請地は、前橋市立滝窪小学校金丸分校から東約1.6kmに位置する農用地区域内の農地です。申請人は、養豚業を営んでおります。申請地には、豚舎尿処理施設、堆肥舎が実在しております。息子夫婦も後継者として、養豚経営に携わっていますので、これらの施設を今後とも同様に利用できますよう許可をいただきたく申請しますとのことでした。面接には、申請人と代理人が来られました。養豚業は昭和50年頃から始め、現在の農業従事者は4人、母豚200頭、年間売上1億2,000万円です。調査班としては、周りの環境に配慮し、最善の努力をする条件で許可相当と判断いたしました。 整理番号4条の7番、現地・面接調査案内図13ページから21ページをご覧ください。申請地は鳥取町工業団地から北西約600mに位置し、北側は上武道路、南側は大正用水に挟まれた農用地区域内の農地です。申請人は、建設会社の事務員ですが、現在、田になっている農地を畑に農地改良し、ブロッコリー、ハクサイ、ニンジンなどを栽培したく申請されました。

	面接には、申請人と、申請人の弟が来られました。田に土砂を50cmから70cmぐらい入れ整地をして畑にするとのことです。土砂条例の許可を取り、搬入工事中の安全管理もバリケードの設置、隣接地との境界も確認するとのことです。調査班としては特に問題がないため、許可相当と判断いたしました。
議 長	以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。 ◇（意見、質問等なし）
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号5番、6番を保留とし、1番から4番まで及び7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第74号・農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号5番、6番を保留とし、1番から4番まで及び7番を許可とすることに決定いたします。 なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知をお願いします。 次に、議案第75号・農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から22番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
深澤副主幹	◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的を朗読、説明） 整理番号20につきましては、3条申請と関連がありますので、後ほど説明いたします。 以上、整理番号1番から19番、21番、22番は、農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
議 長	なお、整理番号15番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
19番委員 （1班班長）	整理番号5条の15番、現地・面接案内図22ページから28ページをご覧ください。申請地は、赤城の大鳥居から南東90mに位置する都市計画法の用途地域内にある第3種農地です。譲受法人は、市内で不動産業を営んでいる会社です。申請理由は、市内で分譲用地を探していたところ、A氏の土地があり、譲受けの依頼をしたところ快諾していただきましたので、申請をすることになったとのこと。会社の概要は、従業員5人、年間売上は2億円から3億円です。買い手の用途はついており、4区画に分譲して売り出すとのこと。隣地との境界は確認しており、坪10万円から13万円で売り出す予定とのこと。調査班としては、特に問題点もないので、許可相当と判断いたしました。
議 長	以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
6番委員	整理番号15番は、以前、保留になり取下げになった土地でよろしいでしょうか。
1班班長	はいそうです。
6番委員	資料の24ページの図面を見ますと、道路が申請地の上を通るような計画があるようですが、将来的な計画というのは、宅地分譲で個人の家が建ってしまうと、後々道路の事業をする時にやり難くなるのではないのでしょうか。このような事情は考慮の対象になるのでしょうか。
1班班長	事務局の説明をお願いします。
深澤副主幹	都市計画課に確認したところ、図面のような計画は今後実行されることはないとのこと。県の事業で隣接道路の拡幅が予定されている部分は一部あります。

議 長	その他、ご意見等ございませんか。
17番委員	左端は河川ですか。
深澤副主幹	1級河川です。
17番委員	端いっぱいまで可能ですか。
深澤副主幹	実施につきましては、河川法がありますので、家を建てる場合には考慮する必要があると思います。今回は分譲用地の申請で、農地全部宅地に変える申請になります。
17番員	1級河川の周りは許可取れるのですか。
瀬戸局長補佐	河川敷、河川保全区域については土木事務所が指定します。河川敷については、住宅は難しいと思いますが、実際に工事するときは土木事務所とよく打合せをして行うとのことでした。地目を宅地に変えることについては、問題ないと思います。
17番委員	河川の周りは手がつけられないのでは。
1班班長	今回の申請は、宅地分譲で、建物は関係ありません。
議 長	農地を転用するという事で、河川法には関係ないということです。
17番委員	わかりました。
議 長	その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号20番は3条申請と関連があるため、この後に、3条申請と一括して審議を行うこととし、整理番号1番から19番まで、21番、22番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	◇（挙 手）
	賛成多数でありますので、議案第75号・農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号1番から19番、21番、22番を許可とすることに決定いたします。
	それでは、審議を保留にしました農地法第3条の整理番号3番、4番と、農地法第5条の整理番号20番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
小池主事	◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、耕作面積等を朗読、説明）
	整理番号3番は、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。整理番号4番は、事務処理基準に基づく許可基準を満たしております。
深澤副主幹	◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的を朗読、説明）
	以上、整理番号20番については、農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
議 長	なお、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
19番委員 (1班班長)	整理番号5条の20番、現地・面接調査案内図47ページから66ページをご覧ください。申請地は、前橋市立滝窪小学校金丸分校から北北東約950mに位置する農用地区域内の農地です。申請人は、太陽光発電事業などを行っている合同会社です。以前から太陽光発電設備の設置を検討しており、梅園を営む農園と営農型太陽光設備を運営することで、相互にメリットが生じ、前橋市地域のモデルとして農業振興にも繋がるため申請に至りましたとのこと。面接には、代理人とほか3人が来られました。施設の概要は、225ワット、994枚のパネル、発電量は31万キロワット、20年後の撤去費用300万円は積立てをするそうです。雨水処理は東と南にU字溝と調整池72㎡を設けます。都市計画課の景観条例の手続きは事前協議中であります。調査班としては、太陽光発電事業をいくつも行っている会社でもあり問題もないことから、許可相当と判断いたしました。
	整理番号3条の3番、4番、現地・面接調査案内図29ページから46ページをご覧ください。申請地は、前橋市立滝窪小学校金丸分校から北北東約950mに位置する農用地区域内の

	農地です。譲受法人は梅林を経営しています。申請理由は、申請地は南斜面で耕作に適しているので、貸借し、事業拡大を図りたいとのことです。面接には、代理人とほか3人で来られました。梅の木は、太陽光の通路に5m間隔で植えます。8割の収量になるには10年くらいかかります。単収400キログラム、2.4トンを見込んでいます。出荷先は赤城フーズです。従事者数3人、通作距離は25km、約60分です。調査班としては、梅の栽培を始めて50年の歴史がある会社であり、技術面に関しても、梅の本場の和歌山県の梅研究所や農家さんを定期的に訪問し、先端技術の取得や情報交換を行っており、努力している姿が見られるので、許可相当と判断いたしました。
議 長	以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
18番委員 深澤副主幹	パネルの下でなく、通路に植えるのですか。問題はないのですか。 パネルの下部は、日中、日陰になる所ということですので、パネルの北側も下部になります。前橋市で例がありませんでしたので、県に問合せをしたところ、収量が近隣の通常の8割を超えれば、植える場所、本数は考慮する必要はないとの回答でした。
18番委員 深澤副主幹	今までは、すべてパネルの下に植えた場合でした。パネルの数を減らせばよいのでは。 農地の利用ですので、太陽光のシステムが少なくなるのは問題ないです。農地として利用する分が広がりますので、収量が2割減より増えると考えられます。
18番委員 深澤副主幹	認められれば、どんなことでもできるということですよ。パネルを少なくすれば十分8割取れるようになります。 譲受法人はすでに榛東村で許可を受けています。県の指導により、同様の内容で審査をした上で県の許可を受けています。
18番委員 16番委員	ほかの地域で許可されていて心配な案件だと思います。充分考えていただきたい。 太陽光発電をするところと営農をするところが別とのことですよ。今後、更新時に耕作されているかいないか問題になると思いますが。耕作されていない場合、是正、撤去してくださいという時、どちらが責任をとるのですか。
深澤副主幹 16番委員	両方の申請者になります。 更新時に問題があった場合、説明を受けていただくのは申請者両方という考えでよろしいでしょうか。
深澤副主幹 17番委員 深澤副主幹 18番委員	はいそうです。 基本的には太陽光の下での営農ですよ。 下部には陰になる部分も含まれます。 今の説明の下部の考え方は、どこでもよいから、太陽光がパネルで陰になったところということですか。
深澤副主幹 議 長	(県に確認して作成した下部についての資料を説明) 暫時休憩とします。
議 長	(※休憩) 再開します。 その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農地法第3条許可申請の整理番号3番、4番、農地法第5条許可申請の整理番号20番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇(挙 手) 賛成多数でありますので、農地法第3条許可申請の整理番号3番、4番、農地法第5条許可

	申請の整理番号 20 番を許可とすることに決定いたします。
	次に、議案第 76 号・現況証明書書の交付について審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
深澤副主幹 議 長	◇（議案書、地目、面積、転用目的を朗読、説明） なお、整理番号 1 番については、現地調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
19 番委員 （1 班班長）	議案第 76 号、整理番号 1 番、現地・面接調査案内図 67 ページから 72 ページをご覧ください。申請地は、前橋市立原小学校から北北西に約 730m に位置する農用地区域内の農地です。申請理由は法務局へ地目変更登記申請のためです。調査班としては、建物の状況を確認し大正時代に建てられた物と判断し、許可相当といたしました。
議 長	以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
議 長	◇（意見、質問等なし） ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。現況証明書書の交付について、交付に賛成の方の挙手をお願いします。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第 76 号・現況証明書書の交付について、交付することに決定いたします。
	次に、議案第 77 号・公売農地の買受適格証明願（耕作目的）について、整理番号 1 番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
小池主事 議 長	◇（議案書、地目、面積、公売実施機関、公売区分番号、公売期日等を朗読、説明） 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
議 長	◇（意見、質問等なし） ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 番を適格とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第 77 号・公売農地の買受適格証明願（耕作目的）について、整理番号 1 番を適格とすることに決定いたします。
	なお、当該願出人が最高価格競落人となり、許可申請書が提出された場合には、本証明願の内容と事情が異なると会長が認めた場合を除き、許可して差し支えない旨の付帯決議事項を付けさせていただきます。
	次に、議案第 78 号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
篠崎主任 議 長	◇（議案書、順次、土地の現況、利用目的、面積等を朗読、説明） 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
議 長	◇（意見、質問等なし） ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第 78 号について・原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第 78 号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定については、原案を決定いたします。
	次に、協議事項、農業経営基盤強化促進法（利用権）による新規就農者の取り扱いについて

齋藤専門員
議 長
19番委員
齋藤専門員

19番委員
23番委員

議 長

議 長

福田主任
議 長

議 長
議 長

て、事務局の説明を求めます。

◇（新規就農者の就農計画、営農計画について説明）

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
就農計画によりますと、年間農業従事日数が夫とともに305日と記載されていますが。
事務局で面接をしています。来年退職し、農業に専念することです。JAの職員であったご主人とともに今後は2人で農業に専念したいと伺っています。

勤めている以上の日数になるかと思いますが。

以前、この方の東側の農地が放棄地になってしまい、皆さんでこの家の方をお願いをして10年以上耕作していただいています。最近のご夫婦で毎日農業をされて、野菜栽培等を行っています。

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農業経営基盤強化促進法（利用権）による新規就農者として、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

全員賛成でありますので、協議事項、農業経営基盤強化促進法（利用権）による新規就農者として、承認とすることに決定します。

次に、21ページから39ページまでの報告事項ですが、報告事項（1）から（4）までの内容は、

（1）法第4条の届出書の受理状況	6件
（2）法第5条の届出書の受理状況	39件
（3）法第18条第6項の規定による通知書の交付状況	9件
（4）納税猶予に係る利用状況確認件数	6件

報告事項（5）は、11月総会において許可とした法第5条の農地転用1件については、群馬県農業委員会ネットワーク機構からの意見が「異存なし」との答申でありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

報告事項（6）農業委員会法改正5年後調査への回答について、事務局の説明を求めます。

◇（資料説明）

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

ご意見等ございませんか。

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

（閉会午後3時34分）